特殊過重勤務手当	自衛隊法第六章に規定する行動又はこれに準ずる活動として、防衛大臣が定めるものに際して、遭難者等の捜索救助その他の防衛大臣の定める危険又は困難等を伴う作業（一日の作業時間が十二時間以上であるものに限る。）に引き続き七日以上従事する自衛官	作業一日につき三千二百四十円
レンジャー作業手当	レンジャーの教育訓練その他の特に困難又は危険が伴う業務に関する訓練課程（防衛大臣の定めるものに限る。）において防衛大臣の定める作業に従事する陸上自衛官	作業一日につき四千二百六十円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額

別表第五備考に次のように加える。

五　職員が同一の日において特殊過重勤務手当を支給される作業及び災害派遣等手当を支給される作業又は国際緊急援助等手当を支給される業務に従事した場合には、これらの作業及び業務に従事した者に対するこれらの手当の支給額のうち最も高い額の手当を支給する。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

防衛大臣　木原　稔
内閣総理大臣　岸田　文雄

府　令

○内閣府令第三十七号

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）及び内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）を実施するため、内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令

内閣府本府組織規則（平成十三年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（秘書室及び企画官） **第一条**　［略］ ［2～4　略］ 5　企画官の定数は、併任の者を除き、二人とする。 （情報システム企画官及び企画官） **第四条**　企画調整課に、情報システム企画官及び企画官それぞれ一人を置く。 2　［略］ 3　企画官は、命を受けて、企画調整課の所掌事務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。 （事業振興室及び沖縄科学技術大学院大学室） **第十五条**　［略］ 2　事業振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　沖縄（沖縄県の区域をいう。）における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画（以下本条において「振興開発計画」という。）の推進に関する事務のうち、教育及び文化の振興、医療の確保、保健衛生及び社会福祉の向上、工業用水道の整備並びに廃棄物の処理その他の環境の保全（以下本条において「教育及び文化の振興等」という。）。 二　［略］ ［3～5　略］ （調査官） **第十六条**　［略］ 2　［項を削る。］ 3　［略］	（秘書室及び企画官） **第一条**　［同上］ ［2～4　同上］ 5　企画官の定数は、併任の者を除き、一人とする。 （情報システム企画官） **第四条**　企画調整課に、情報システム企画官一人を置く。 2　［同上］ ［項を加える。］ （事業振興室及び沖縄科学技術大学院大学室） **第十五条**　［同上］ 2　事業振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　沖縄（沖縄県の区域をいう。）における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画（以下本条において「振興開発計画」という。）の推進に関する事務のうち、教育及び文化の振興、医療の確保、保健衛生及び社会福祉の向上、水道及び工業用水道の整備並びに廃棄物の処理（以下本条において「教育及び文化の振興等」という。）。 二　［同上］ ［3～5　同上］ （調査官） **第十六条**　［同上］ 2　調査官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。 3　［同上］